

第1

令和5年2月22日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

目 次

1 議案

議案第 8 号	令和5年度唐津市教育の基本方針の策定について	… 1
議案第 9 号	唐津市小中学校特別教室（理科室・音楽室）空調設備整備計画の策定について	… 2 3
議案第 10号	新学校給食センターの名称について	… 2 9
議案第 11号	唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例制定に係る意見について	… 3 3
議案第 12号	唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則制定について	… 3 9
議案第 13号	唐津市肥前公民館図書貸出規程を廃止する規程制定について	… 4 3

2 協議事項

(1)	唐津市小中学校プール設備整備方針の策定について（教育総務課）	… 4 7
(2)	学校給食衛生管理基準見直しについて（学校給食課）	… 4 9

3 報告事項

(1)	教育長報告	
(2)	各課報告事項	
①	令和5年度当初予算等概要について（教育総務課）	【別冊資料】
②	「唐津市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則」で別に定める「押印等の義務付けを廃止する様式一覧」の修正について (教育総務課)	… 5 1
③	「佐賀県陶芸協会展」について（近代図書館）	… 5 6
④	共催及び後援について（教育総務課）	… 5 7
⑤	教育委員会行事予定（教育総務課）	… 5 8
(3)	その他	

4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和5年3月23日（木）14時00分
会 場 唐津市役所 4階 大会議室

議案第8号

令和5年度唐津市教育の基本方針の策定について

令和5年度唐津市教育の基本方針を次のように策定するものとする。

令和5年2月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

令和5年度唐津市教育の基本方針

別紙のとおり

提案理由 学校、家庭及び地域の様々な教育的課題に対応し、活力ある唐津市への発展を推進するため、令和5年度唐津市教育の基本方針を策定するものである。

令和5年度
唐津市の教育

【基本方針編】

唐津市教育委員会

唐津市教育の基本方針

唐津市教育委員会は、教育基本法をはじめとする関係法令や唐津市総合計画に基づき、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち自らの未来を切り拓いていけるよう、教育の基本方針を定める。

第2次唐津市総合計画基本構想（平成27年度～令和6年度）（抄）

まちづくりの基本理念「市民力・地域力によるまちづくり」

令和6年度に目指す将来像「海と緑にかこまれたここちよい 唐津」

- ・本市のもつかけがえのない豊かな自然環境を最大の地域資源として認識
- ・子どもたちを地域で見守り育てていく地域コミュニティの結束

基本目標4 生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり

- ・市の将来を担っていく子どもたちは地域の宝であり、子どもたちの健全な育成は地域の重要な責務
- ・子どもたちの基礎学力の向上はもちろんのこと、自ら学び、考え、行動できる「生きる力」や「心豊かな子ども」をはぐくむ取り組みを、コミュニティスクールや地域活動を通して、学校、家庭、地域が三位一体となり推進
- ・地域における住民の生きがいとふれあいを目指すため、施設の適正配置、役割分担、生涯学習拠点としての機能充実を図り、地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備
- ・すべての人が個人として尊重される社会を確立するため、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた人権教育・人権啓発
- ・グローバルな人材育成

基本的方向

- ・地域の将来を担う人材の育成を進める。
- ・生涯を通じて知識が習得できる学習環境の整備を進める。
- ・住民の生きがいとふれあいを生む地域コミュニティの形成を図る。
- ・人権教育、人権啓発の推進を図る。

＜唐津市教育の基本方針＞

生きる力に満ちた人をはぐくむ

1 地域の将来を担う人材の育成

- (1) 学校の全教育活動を通して自立の精神を高めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって郷土唐津の自然や伝統・文化の良さを体感できる場などを通して、社会の一員としてのルールを守り貢献しようとする心や他者を思いやる心など「豊かな心」をはぐくむ。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
- (2) 子どもたち一人ひとりが持つ能力を発揮し、将来にわたって自己実現を図り自信に満ちた人生を創造できるように、良好な教育環境の整備・充実を図るとともに、中学校区が一体となった教育を推進し、「確かな学力」を身に付けさせる。
- (3) 子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育・健康に関する活動を充実させ運動習慣を定着させる。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、食育をはじめ日常生活における体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎となる「健やかな体」をはぐくむ。
- (4) 国際社会に対応した人材を育成するため、日本と郷土唐津の伝統と文化を尊重し、それらの理解を基盤とする異文化・国際理解教育を一層推進するとともに、小中学校における外国語教育を充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。また、ICTの活用など時代のニーズにあった教育を推進する。
- (5) 家庭教育は教育の原点であり、子どもたちは家庭や地域の中で成長するという基本に立ち、家庭・学校・地域が協働し、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、連携を強化し支援する。また、家庭の教育力を向上させるための啓発などを行う。

2 生涯学習の推進と文化財の保護

市民が、生涯にわたって自己実現を図ることのできる学習機会を提供する。

あわせて、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。また、質の高い文化や芸術に親しめる機会を提供することにより、文化向上を目指す。

さらに、地域で受け継がれてきた祭りや伝統行事などの継承を支援し、地域の伝統文化の保護を図るとともに、史跡や歴史的建造物などの保護・活用を推進し、文化財の普及啓発を推進する。

3 人権教育、人権啓発の推進

日本国憲法および教育基本法の内容ととも、唐津市人権教育・啓発基本方針や唐津市いじめ防止基本方針に基づき、学校教育・社会教育の両面を通じて、あらゆる偏見や差別をなくし唐津市民の人権意識を高めるとともに、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。

基本方針：令和 年 月 日 定例教育委員会承認

令和5年度の主要施策

この基本方針を達成するため、学校教育、社会教育、文化財の保存・活用及び人権教育における令和5年度の主要施策を次のとおり定め、国や佐賀県教育委員会及び関係教育機関・団体との連携のもと、広く市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策の推進に努める。

重点目標1 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成

- (1) 主体的・対話的で深い学びの推進及び学力向上
- (2) 心の教育の充実
- (3) 食育・健康教育の推進と体位・体力の向上
- (4) 安全安心な学校給食の実施
- (5) 幼保小中高の連携の強化と推進

<令和5年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 児童生徒の主体的、対話的で深い学びを推進するため、個別最適な学びと協働的な学びやカリキュラム・マネジメントを進め、PDCAサイクルの視点で継続的に授業改善を行います。また、学力向上指定校を拠点とする「学び合える環境」づくりとして、唐津市内の小・中学校を指定校に設定し、指定校の授業公開や講師からの指導などを通して、市内の全教職員の授業力向上を目指します。併せて、教科等研究部会の活動を通して教職員の資質の向上を図ります。
- (2) 道徳教育の目標に基づき、教育活動全般において、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。「特別な教科 道徳」やさまざまな体験活動等を通して、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考える学習を行い、「心の教育」を充実させます。
- (3) 児童生徒の健康な体づくりを推進するため、体育的活動等を充実させるとともに、食育や健康教育に関する指導を推進します。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、児童生徒の体力の向上に係る施策や取り組みの成果と課題を把握し改善に役立てます。

新型コロナウイルス等の感染症の予防には、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることがあり、その対応について児童生徒にしっかりと学ばせ、積極的に感染予防に努める態度を育てます。また、学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、基本的な感染症対策を講じながら感染予防を行い、安全安心な教育活動に努めます。
- (4) 安全安心な学校給食の提供を行うため、徹底した衛生管理を行い異物混入防止に努めます。また、食物アレルギーを持つ児童生徒も給食を楽しめるように、アレルギー対応給食の提供を行います。併せて学校給食食材の地産地消をさらに進めます。

市西部地区に整備する学校給食センターの供用開始により市内の小中学校給食をセンター化し、唐津市の全部の小中学校へ給食を提供します。

また、学校が現金を取り扱わない体制づくりによるコンプライアンスの向上、市が給食を提供する一方で、保護者が給食費を支払う義務を負うという債権債務の明確化、教職員の負担軽減を実現するため、学校給食費の公会計化を進めます。

- (5) 自己肯定感や生きる力に満ち、心身共にたくましい幼児児童生徒を育むために、幼・保・小・中・高の連携を充実させます。

重点目標 2 時代の要請に応える教育の推進

- (1) 学校・家庭・地域の役割分担と相互連携
- (2) ICT活用教育の推進
- (3) 郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度の育成
- (4) 外国語教育の充実
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえた特別支援教育の充実
- (6) 持続可能な社会づくりの推進

<令和5年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 市内すべての学校が地域との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、「放課後子ども総合プラン」の推進に努めます。
- (2) 課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びや個々の能力・特性に応じた学びの実現のため、小・中学校に導入した電子黒板や1人1台のタブレット端末等のICT機器を活用した教育を推進します。
- (3) 地域との連携を深め、地域から伝統や文化を学ぶ活動を推進することで、児童生徒の郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度を育成します。
- (4) ALTを有効に活用し、小・中学校の外国語教育を充実させながら、外国の文化に対する理解を深め、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を醸成します。
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえ、「共に学ぶ」児童生徒一人ひとりの特性を認めながら、各々の個性の伸長を目指します。また、個に応じた特別な教育的支援を進めるために、教職員の指導力の向上に努めるとともに、生活支援員を適正に配置し、併せて就学相談会や学校支援の充実を図ります。教育支援委員会では、児童生徒の特性に応じた適正な教育支援が行われるように十分な検討を行います。
- (6) 持続可能な社会づくりに向けて、SDGsの17目標の理解と持続可能な社会づくりを推進する力の育成を図ります。

重点目標3 安全で快適な教育環境の整備・充実

- (1) 校舎等学校施設の改築、長寿命化改良工事等
- (2) 学校の規模適正化・適正配置
- (3) 学校備品等の整備・充実
- (4) 就学支援の充実

＜令和5年度のねらい、目指すべきところ＞

- (1) 学校の改築、長寿命化改良工事等の事業推進により施設の整備・充実に努めます。
- (2) 複式学級の解消のため、学校の規模適正化・適正配置に努めます。また、市内小中学校の現状に沿った方針を定めるため、通学区域審議会を開催していきます。
- (3) 電子黒板及び理科教材その他備品等を計画的に購入・更新することで、よりよい学習環境の充実に図ります。
- (4) 経済的理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費の給付などの就学援助及び奨学資金の貸し付けを行うことで、児童生徒が平等に教育を受けられる環境づくりを行います。

重点目標 4 生きがいのある生涯学習環境の整備・充実

- (1) 生涯学習の普及啓発
- (2) 生涯学習基盤の整備
- (3) 生涯学習機会の拡充と支援
- (4) 図書館活動の充実
- (5) 地域社会活動の振興
- (6) 優れた芸術・文化活動の推進

<令和5年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 市内25館の公民館が発行する「公民館だより」による地域住民への周知と併せ、市公式HPを活用した周知を行うことで、公民館における生涯学習の普及啓発を進めます。
- (2) 「唐津市教育委員会個別施設計画」に基づき、順次事業を推進するとともに、公民館類似施設の整備に対しても公的補助を行います。
- (3) 地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備を目的として、公立公民館及び自治公民館、都市コミュニティセンターなどの社会教育施設で、市民それぞれの世代に応じた学習課題に合致した魅力ある学習機会を提供できるよう、学習内容の拡充と支援体制の確立に努めます。
- (4) 「唐津市図書サービス計画」に基づき、利用者のニーズに応じた図書館資料の収集や保存整備、図書館と市民センター公民館図書室をつなぐ近代図書館ネットワークシステムを活用した図書の貸出・返却を充実させます。また「唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）」を基本とし、読み聞かせ等の事業の実施、図書館サービスの向上と利用の促進を図ります。
- (5) 社会教育関係団体に対する支援のあり方の検討を行い、より特色のある地域社会活動の振興を図ります。
- (6) 近代図書館美術ホールでは特別展や市所蔵品展等、4階ロビー等では近^{きん}図^とプチこれくしょんや近^{きん}図^とぎやらりいを開催し、質の高い文化や芸術に親しめる機会の提供及び地域の文化芸術の向上を図ることで、図書館利用の促進に努めます。

重点目標5 受け継がれてきた伝統的・歴史的文化の継承

- (1) 民俗文化財等の保護・継承育成
- (2) 埋蔵文化財等各種文化財の調査
- (3) 史跡等の保存・整備
- (4) 文化財・歴史遺産に関する保護・啓発活動

<令和5年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 国指定の重要無形民俗文化財「唐津くんちの曳山行事」の曳山の総塗替えを継続して行います。伝統文化伝承保存団体に補助を行い、伝統芸能の保存及び後継者の育成を支援します。
- (2) 文化遺産としての遺跡の保護と諸開発との調整を図ることを目的とした発掘調査を実施します。
- (3) 肥前陶器窯跡のうち飯洞甕下窯跡の覆屋の建設を行い、また名護屋城跡並びに陣跡等の史跡の維持管理を行います。
- (4) 劣化した文化財説明板の計画的な整備補修を実施するとともに、発掘調査成果等の展示・公開を行います。また、唐津市歴史民俗資料館(旧三菱合資会社唐津支店本館)の保存修復事業に着手するとともに、歴史的な町並みを生かした町づくりを行うため、呼子を対象に保存対策調査を行います。

重点目標6 人権尊重の精神を育成する学校・社会教育の推進

- (1) 学校での人権・同和教育の推進
- (2) 社会教育としての人権・同和問題の啓発と人権・同和教育の推進
- (3) いじめ防止対策の推進
- (4) 問題行動、不登校への対応の充実

<令和5年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせる人権・同和教育を推進します。
- (2) 差別のないまちづくりをめざし、多様な学習機会の提供を通して、人権・同和教育、人権啓発の推進に努めます。
- (3) 唐津市いじめ防止基本方針の理念に基づき、学校内外におけるいじめ問題等の防止対策及び発生時における対応のほか、早期発見・早期対応を図るための支援体制を構築し、いじめ防止に積極的に取り組みます。
- (4) 問題行動については、関係諸機関とも連携し、組織的な対応を行うなど、未然防止に努めます。また、不登校傾向及び不登校の児童生徒への適切な対応を行うため、全小・中学校に配置しているスクールカウンセラーによるカウンセリング等、校内における教育相談体制の充実を図るとともに、小・中学校、適応指導教室、不登校対策支援認定校及び青少年支援センターの連携強化を図ります。

令和5年度 基本方針、重点目標及び重点項目一覧

基本方針	重点目標	重点項目
1 地域の将来を担う 人材の育成	(1) 知・徳・体の調和のとれた 「生きる力」の育成	①主体的・対話的で深い学びの推進及び 学力向上 ②心の教育の充実 ③食育・健康教育の推進と体位・体力 の向上 ④安全安心な学校給食の実施 ⑤幼保小中高の連携の強化と推進
	(2) 時代の要請に応える教育 の推進	①学校・家庭・地域の役割分担と相互 連携 ②ICT活用教育の推進 ③郷土唐津の伝統や文化を尊重する 心と態度の育成 ④外国語教育の充実 ⑤インクルーシブ教育の視点を踏ま えた特別支援教育の充実 ⑥持続可能な社会づくりの推進
	(3) 安全で快適な教育環境の 整備・充実	①校舎等学校施設の改築、長寿命化改 良工事等 ②学校の規模適正化・適正配置 ③学校備品等の整備・充実 ④就学支援の充実
2 生涯学習の推進と 文化財の保護	(4) 生きがいのある生涯学習 環境の整備・充実	①生涯学習の普及啓発 ②生涯学習基盤の整備 ③生涯学習機会の拡充と支援 ④図書館活動の充実 ⑤地域社会活動の振興 ⑥優れた芸術・文化活動の推進
	(5) 受け継がれてきた伝統的・ 歴史的文化の継承	①民俗文化財等の保護・継承育成 ②埋蔵文化財等各種文化財の調査 ③史跡等の保存・整備 ④文化財・歴史遺産に関する保護・啓 発活動
3 人権教育、人権啓 発の推進	(6) 人権尊重の精神を育成す る学校・社会教育の推進	①学校での人権・同和教育の推進 ②社会教育としての人権・同和問題の 啓発と人権・同和教育の推進 ③いじめ防止対策の推進 ④問題行動、不登校への対応の充実

唐津市教育の基本方針

唐津市教育委員会は、教育基本法をはじめとする関係法令や唐津市総合計画に基づき、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち自らの未来を切り拓いていけるよう、教育の基本方針を定める。

第2次唐津市総合計画基本構想（平成27年度～令和6年度）（抄）

まちづくりの基本理念「市民力・地域力によるまちづくり」

令和6年度に目指す将来像「海と緑にかこまれたここちよい 唐津」

- ・本市のもつかけがえのない豊かな自然環境を最大の地域資源として認識
- ・子どもたちを地域で見守り育てていく地域コミュニティの結束

基本目標4 生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり

- ・市の将来を担っていく子どもたちは地域の宝であり、子どもたちの健全な育成は地域の重要な責務
- ・子どもたちの基礎学力の向上はもちろんのこと、自ら学び、考え、行動できる「生きる力」や「心豊かな子ども」をはぐくむ取り組みを、コミュニティスクールや地域活動を通して、学校、家庭、地域が三位一体となり推進
- ・地域における住民の生きがいとふれあいを目指すため、施設の適正配置、役割分担、生涯学習拠点としての機能充実を図り、地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備
- ・すべての人が個人として尊重される社会を確立するため、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた人権教育・人権啓発
- ・グローバルな人材育成

基本的方向

- ・地域の将来を担う人材の育成を進める。
- ・生涯を通じて知識が習得できる学習環境の整備を進める。
- ・住民の生きがいとふれあいを生む地域コミュニティの形成を図る。
- ・人権教育、人権啓発の推進を図る。

＜唐津市教育の基本方針＞

生きる力に満ちた人をはぐくむ

1 地域の将来を担う人材の育成

- (1) 学校の全教育活動を通して自立の精神を高めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって郷土唐津の自然や伝統・文化の良さを体感できる場などを通して、社会の一員としてのルールを守り貢献しようとする心や他者を思いやる心など「豊かな心」をはぐくむ。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
- (2) 子どもたち一人ひとりが持つ能力を発揮し、将来にわたって自己実現を図り自信に満ちた人生を創造できるように、良好な教育環境の整備・充実を図るとともに、中学校区が一体となった教育を推進し、「確かな学力」を身に付けさせる。
- (3) 子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育・健康に関する活動を充実させ運動習慣を定着させる。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、食育をはじめ日常生活における体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎となる「健やかな体」をはぐくむ。
- (4) 国際社会に対応した人材を育成するため、日本と郷土唐津の伝統と文化を尊重し、それらの理解を基盤とする異文化・国際理解教育を一層推進するとともに、小中学校における外国語教育を充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。また、ICTの活用など時代のニーズにあった教育を推進する。
- (5) 家庭教育は教育の原点であり、子どもたちは家庭や地域の中で成長するという基本に立ち、家庭・学校・地域が協働し、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、連携を強化し支援する。また、家庭の教育力を向上させるための啓発などを行う。

2 生涯学習の推進と文化財の保護

市民が、生涯にわたって自己実現を図ることのできる学習機会を提供する。

あわせて、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。また、質の高い文化や芸術に親しめる機会を提供することにより、文化向上を目指す。

さらに、地域で受け継がれてきた祭りや伝統行事などの継承を支援し、地域の伝統文化の保護を図るとともに、史跡や歴史的建造物などの保護・活用を推進し、文化財の普及啓発を推進する。

3 人権教育、人権啓発の推進

日本国憲法および教育基本法の内容ととも、唐津市人権教育・啓発基本方針や唐津市いじめ防止基本方針に基づき、学校教育・社会教育の両面を通じて、あらゆる偏見や差別をなくし唐津市民の人権意識を高めるとともに、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。

基本方針：令和 年 月 日 定例教育委員会承認

令和5年度の主要施策

この基本方針を達成するため、学校教育、社会教育、文化財の保存・活用及び人権教育における令和5年度の主要施策を次のとおり定め、国や佐賀県教育委員会及び関係教育機関・団体との連携のもと、広く市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策の推進に努める。

重点目標1 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成

- (1) 主体的・対話的で深い学びの推進及び学力向上
- (2) 心の教育の充実
- (3) 食育・健康教育の推進と体位・体力の向上
- (4) 安全安心な学校給食の実施
- (5) 幼保小中高の連携の強化と推進

<令和5年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 児童生徒の主体的、対話的で深い学びを推進するため、個別最適な学びと協働的な学びやカリキュラム・マネジメントを進め、PDCAサイクルの視点で継続的に授業改善を行います。また、学力向上指定校を拠点とする「学び合える環境」づくりとして、唐津市内の小・中学校を指定校に設定し、指定校の授業公開や講師からの指導などを通して、市内の全教職員の授業力向上を目指します。併せて、教科等研究部会の活動を通して教職員の資質の向上を図ります。
- (2) 道德教育の目標に基づき、教育活動全般において、よりよく生きるための基盤となる道德性を養います。「特別な教科 道德」やさまざまな体験活動等を通して、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考える学習を行い、「心の教育」を充実させます。
- (3) 児童生徒の健康な体づくりを推進するため、体育的活動等を充実させるとともに、食育や健康教育に関する指導を推進します。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、児童生徒の体力の向上に係る施策や取り組みの成果と課題を把握し改善に役立てます。
新型コロナウイルス等の感染症の予防には、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることがあり、その対応について児童生徒にしっかりと学ばせ、積極的に感染予防に努める態度を育てます。また、学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、基本的な感染症対策を講じながら感染予防を行い、安全安心な教育活動に努めます。
- (4) 安全安心な学校給食の提供を行うため、徹底した衛生管理を行い異物混入防止に努めます。また、食物アレルギーを持つ児童生徒も給食を楽しめるように、アレルギー対応給食の提供を行います。併せて学校給食食材の地産地消をさらに進めます。

市西部地区に整備する学校給食センターの供用開始により市内の小中学校給食をセンター化し、唐津市の全部の小中学校へ給食を提供します。

また、学校が現金を取り扱わない体制づくりによるコンプライアンスの向上、市が給食を提供する一方で、保護者が給食費を支払う義務を負うという債権債務の明確化、教職員の負担軽減を実現するため、学校給食費の公会計化を進めます。

- (5) 自己肯定感や生きる力に満ち、心身共にたくましい幼児児童生徒を育むために、幼・保・小・中・高の連携を充実させます。

重点目標 2 時代の要請に応える教育の推進

- (1) 学校・家庭・地域の役割分担と相互連携
- (2) ICT活用教育の推進
- (3) 郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度の育成
- (4) 外国語教育の充実
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえた特別支援教育の充実
- (6) 持続可能な社会づくりの推進

<令和5年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 市内すべての学校が地域との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、「放課後子ども総合プラン」の推進に努めます。
- (2) 課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びや個々の能力・特性に応じた学びの実現のため、小・中学校に導入した電子黒板や1人1台のタブレット端末等のICT機器を活用した教育を推進します。
- (3) 地域との連携を深め、地域から伝統や文化を学ぶ活動を推進することで、児童生徒の郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度を育成します。
- (4) ALTを有効に活用し、小・中学校の外国語教育を充実させながら、外国の文化に対する理解を深め、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を醸成します。
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえ、「共に学ぶ」児童生徒一人ひとりの特性を認めながら、各々の個性の伸長を目指します。また、個に応じた特別な教育的支援を進めるために、教職員の指導力の向上に努めるとともに、生活支援員を適正に配置し、併せて就学相談会や学校支援の充実を図ります。教育支援委員会では、児童生徒の特性に応じた適正な教育支援が行われるように十分な検討を行います。
- (6) 持続可能な社会づくりに向けて、SDGsの17目標の理解と持続可能な社会づくりを推進する力の育成を図ります。

重点目標3 安全で快適な教育環境の整備・充実

- (1) 校舎等学校施設の改築、長寿命化改良工事等
- (2) 学校の規模適正化・適正配置
- (3) 学校備品等の整備・充実
- (4) 就学支援の充実

<令和5年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 学校の改築、長寿命化改良工事等の事業推進により施設の整備・充実に努めます。
- (2) 複式学級の解消のため、学校の規模適正化・適正配置に努めます。また、市内小中学校の現状に沿った方針を定めるため、通学区域審議会を開催していきます。
- (3) 電子黒板及び理科教材その他備品等を計画的に購入・更新することで、よりよい学習環境の充実に図ります。
- (4) 経済的理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費の給付などの就学援助及び奨学資金の貸し付けを行うことで、児童生徒が平等に教育を受けられる環境づくりを行います。

重点目標 4 生きがいのある生涯学習環境の整備・充実

- (1) 生涯学習の普及啓発
- (2) 生涯学習基盤の整備
- (3) 生涯学習機会の拡充と支援
- (4) 図書館活動の充実
- (5) 地域社会活動の振興
- (6) 優れた芸術・文化活動の推進

<令和5年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 市内 25 館の公民館が発行する「公民館だより」による地域住民への周知と併せ、市公式HPを活用した周知を行うことで、公民館における生涯学習の普及啓発を進めます。
- (2) 「唐津市教育委員会個別施設計画」に基づき、順次事業を推進するとともに、公民館類似施設の整備に対しても公的補助を行います。
- (3) 地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備を目的として、公立公民館及び自治公民館、都市コミュニティセンターなどの社会教育施設で、市民それぞれの世代に応じた学習課題に合致した魅力ある学習機会を提供できるよう、学習内容の拡充と支援体制の確立に努めます。
- (4) 「唐津市図書サービス計画」に基づき、利用者のニーズに応じた図書館資料の収集や保存整備、図書館と市民センター公民館図書室をつなぐ近代図書館ネットワークシステムを活用した図書の貸出・返却を充実させます。また「唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）」を基本とし、読み聞かせ等の事業の実施、図書館サービスの向上と利用の促進を図ります。
- (5) 社会教育関係団体に対する支援のあり方の検討を行い、より特色のある地域社会活動の振興を図ります。
- (6) 近代図書館美術ホールでは特別展や市所蔵品展等、4階ロビー等では近^{きと}函^とプチこれくしょんや近^{きと}函^とぎや^らりいを開催し、質の高い文化や芸術に親しめる機会の提供及び地域の文化芸術の向上を図ることで、図書館利用の促進に努めます。

重点目標5 受け継がれてきた伝統的・歴史的文化の継承

- (1) 民俗文化財等の保護・継承育成
- (2) 埋蔵文化財等各種文化財の調査
- (3) 史跡等の保存・整備
- (4) 文化財・歴史遺産に関する保護・啓発活動

<令和5年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 国指定の重要無形民俗文化財「唐津くんちの曳山行事」の一番曳山「赤獅子」の総塗替えを継続して行います。伝統文化伝承保存団体に補助を行い、伝統芸能の保存及び後継者の育成を支援します。
- (2) 文化遺産としての遺跡の保護と諸開発との調整を図ることを目的とした発掘調査を実施します。
- (3) 肥前陶器窯跡の整備に向けた設計うち飯洞甕下窯跡の覆屋の建設を行い、また名護屋城跡並びに陣跡等の史跡の維持管理を行います。
- (4) 劣化した文化財説明板の計画的な整備補修を実施するとともに、発掘調査成果等の展示・公開を行います。また、唐津市歴史民俗資料館(旧三菱合資会社唐津支店本館)の保存修復事業に着手するとともに、歴史的な町並みを生かした町づくりを行うため、呼子を対象に保存対策調査を行います。

重点目標6 人権尊重の精神を育成する学校・社会教育の推進

- (1) 学校での人権・同和教育の推進
- (2) 社会教育としての人権・同和問題の啓発と人権・同和教育の推進
- (3) いじめ防止対策の推進
- (4) 問題行動、不登校への対応の充実

<令和5年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせる人権・同和教育を推進します。
- (2) 差別のないまちづくりをめざし、多様な学習機会の提供を通して、人権・同和教育、人権啓発の推進に努めます。
- (3) 唐津市いじめ防止基本方針の理念に基づき、学校内外におけるいじめ問題等の防止対策及び発生時における対応のほか、早期発見・早期対応を図るための支援体制を構築し、いじめ防止に積極的に取り組みます。
- (4) 問題行動については、関係諸機関とも連携し、組織的な対応を行うなど、未然防止に努めます。また、不登校傾向及び不登校の児童生徒への適切な対応を行うため、全小・中学校に配置しているスクールカウンセラーによるカウンセリング等、校内における教育相談体制の充実を図るとともに、小・中学校、適応指導教室、不登校対策支援認定校及び青少年支援センターの連携強化を図ります。

令和5年度 基本方針、重点目標及び重点項目一覧

基本方針	重点目標	重点項目
1 地域の将来を担う 人材の育成	(1) 知・徳・体の調和のとれた 「生きる力」の育成	①主体的・対話的で深い学びの推進及び 学力向上 ②心の教育の充実 ③食育・健康教育の推進と体位・体力 の向上 ④安全安心な学校給食の実施 ⑤幼・保・小・中・高の連携の強化と 推進
	(2) 時代の要請に応える教育 の推進	①学校・家庭・地域の役割分担と相互 連携 ②ICT活用教育の推進 ③郷土唐津の伝統や文化を尊重する 心と態度の育成 ④外国語教育の充実 ⑤インクルーシブ教育の視点を踏ま えた特別支援教育の充実 ⑥持続可能な社会づくりの推進
	(3) 安全で快適な教育環境の 整備・充実	①校舎等学校施設の改築、長寿命化改 良工事等 ②学校の規模適正化・適正配置 ③学校備品等の整備・充実 ④就学支援の充実
2 生涯学習の推進と 文化財の保護	(4) 生きがいのある生涯学習 環境の整備・充実	①生涯学習の普及啓発 ②生涯学習基盤の整備 ③生涯学習機会の拡充と支援 ④図書館活動の充実 ⑤地域社会活動の振興 ⑥優れた芸術・文化活動の推進
	(5) 受け継がれてきた伝統的・ 歴史的文化の継承	①民俗文化財等の保護・継承育成 ②埋蔵文化財等各種文化財の調査 ③史跡等の保存・整備 ④文化財・歴史遺産に関する保護・啓 発活動
3 人権教育、人権啓 発の推進	(6) 人権尊重の精神を育成す る学校・社会教育の推進	①学校での人権・同和教育の推進 ②社会教育としての人権・同和問題の 啓発と人権・同和教育の推進 ③いじめ問題防止対策の推進 ④問題行動、不登校への対応の充実

議案第9号

唐津市小中学校特別教室（理科室・音楽室）空調設備整備計画の策定
について

唐津市小中学校特別教室（理科室・音楽室）空調設備整備計画を次のように策定
するものとする。

令和5年2月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 令和3年5月末までに市内全ての小中学校の普通教室に空調設備の整備を完了。

引き続き、特別教室への空調設備の整備に向けて令和2年8月に策定した「唐津市小中学校特別教室空調設備整備方針」に基づき、児童生徒の健康で快適な学習環境を保全するため、特別教室（理科室・音楽室）にも空調設備が不可欠であると判断し、整備計画を策定するもの。

唐津市小中学校特別教室（理科室・音楽室）

空調設備整備計画（案）

令和5年 月 日

唐津市教育委員会

1 計画策定の要旨

「唐津市小中学校普通教室等空調設備整備計画」及び「唐津市小中学校空調設備未整備校整備計画」に基づき、令和3年5月末には市内全ての小中学校の普通教室に空調設備の整備が完了した。（鏡中学校はリース対応済み。）

引き続き、特別教室への空調設備の整備に向けて令和2年8月に策定した「唐津市小中学校特別教室空調設備整備方針」に基づき、近年の猛暑やPM2.5濃度の上昇等の影響から児童生徒の健康で快適な学習環境を保全するため、特別教室（理科室・音楽室）にも空調設備が不可欠であるとの判断に至ったものである。

本計画では、特別教室（理科室・音楽室）への空調設備整備に係る基本的考え方、導入スケジュール、概算費用等について整理を行うものである。

2 特別教室への空調設備整備に係る今後の方針及び整備計画

(1) 市内小中学校 46校（うち小中併設校は5校）

全ての小中学校の「理科室」「音楽室」に整備する。

基本・実施設計【中学校（併設小学校含む）】……令和5年度

空調設置工事【中学校（併設小学校含む）】……………令和6年度

空調設備供用開始【中学校（併設小学校含む）】…令和7年度

基本・実施設計【小学校】……令和6年度

空調設置工事【小学校】……………令和7年度

空調設備供用開始【小学校】…令和8年度

(2) 特別教室空調設備整備計画策定以前に改修等に着手している学校の取扱いについて

鏡中学校は、令和5～7年度に予定している既存校舎の長寿命化改良工事及び増築工事の中で、「理科室」「音楽室」の空調設備を整備する。

3 概算事業費及び導入スケジュール

区分	学校	概算費用 (千円)	スケジュール
小学校 24校	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 入野小学校 (統合予定) 切木小学校 名護屋小学校 打上小学校 呼子小学校	350,175	令和6年度 当初予算 基本・実施設計 令和7年度 空調設置工事 令和8年度 供用開始
中学校 (併設小学校を含む) 22校	第一中学校 佐志中学校 竹木場小学校 高峰中学校 (併設校) 第五中学校 鬼塚中学校 湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 巖木中学校 (統合予定) 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校 海青中学校 馬渡小学校 馬渡中学校 (併設校) 加唐小学校 加唐中学校 (併設校) 小川小学校 小川中学校 (併設校) 七山小学校、七山中学校 (併設校)	277,709	令和5年度 当初予算 基本・実施設計 令和6年度 空調設置工事 令和7年度 供用開始
	合計 46校	627,884	

唐津市小中学校特別教室空調設備整備方針

1 趣旨

現在、唐津市立小中学校の特別教室については、図書室、パソコン室、相談室に空調設備を整備しているが、近年の猛暑やPM2.5濃度の上昇等の影響から児童生徒の健康で快適な学習環境を保全するため、未設置の特別教室の空調設備整備について基本的な考え方について整理を行うもの。

2 特別教室の空調設備について

(1) 特別教室の分類（別紙1）

【小学校】 理科室、音楽室、図画工作室、家庭科室 他

【中学校】 理科室、音楽室、美術室、家庭科室、技術室 他

(2) 整備対象教室について

整備対象教室については、学習指導要領の授業時数（別紙2）及び授業実態に基づき、理科室及び音楽室とする。

理科室：授業時数が最も多く、また、理科室は学習指導要領に基づく授業環境（実験、掲示物、模型等）が整っており、授業時数に占める特別教室の使用頻度が高い。

音楽室：合唱や楽器演奏などを行うため、他教室への学習環境に影響を与えることから音楽室を使用することが多く、授業時数に占める特別教室の使用頻度が高い。

その他：図工及び美術は、学習指導要領では音楽と同時間となっているが、普通教室での授業や室外に出てのスケッチ等があり、上記2科目よりも授業時数に占める特別教室の使用頻度が低い。

(3) 整備の優先順位について

優先順位については、中学校の授業時数が多いため、中学校を優先的に整備し、中学校の整備完了後、小学校の整備を行うものとする。

学校の順位については、大規模校など特別教室の使用頻度が高い学校を優先することとし、同規模の場合は、室温調査の結果によるものとする。

(4) 設置時期

市内小中学校全ての普通教室空調設備整備完了後、財源など協議を行い整備を行う。

(5) 整備の特例

整備の特例として、統合検討対象校が統合した場合は、閉校となった学校の空調設備を、統合先の学校の普通教室、相談室、特別教室に移設する。

統合先に移設してもなお空調設備に余剰が出た場合は、方針の優先順位により整備を行う。

議案第10号

新学校給食センターの名称について

唐津市鎮西町打上地区に整備中の新学校給食センターの名称を「唐津市西部学校給食センター」とする。

令和5年2月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 唐津市鎮西町打上地区に整備中の新学校給食センターの名称を「唐津市西部学校給食センター」とするもの。

新学校給食センターの名称について

学校給食課

1 名称案

唐津市西部学校給食センター

2 理由

現在、唐津市鎮西町打上地区に新学校給食センターを整備中であるが、唐津市西部学校給食センター（仮称）となっているため、名称を「唐津市西部学校給食センター」としたい。

3 概要

建設予定地 唐津市鎮西町打上 2 1 0 8 番地（旧打上中学校グラウンド）

稼働開始 令和 5 年 9 月（予定）

配食校数 2 4 校（小学校 1 6 校、中学校 8 校）

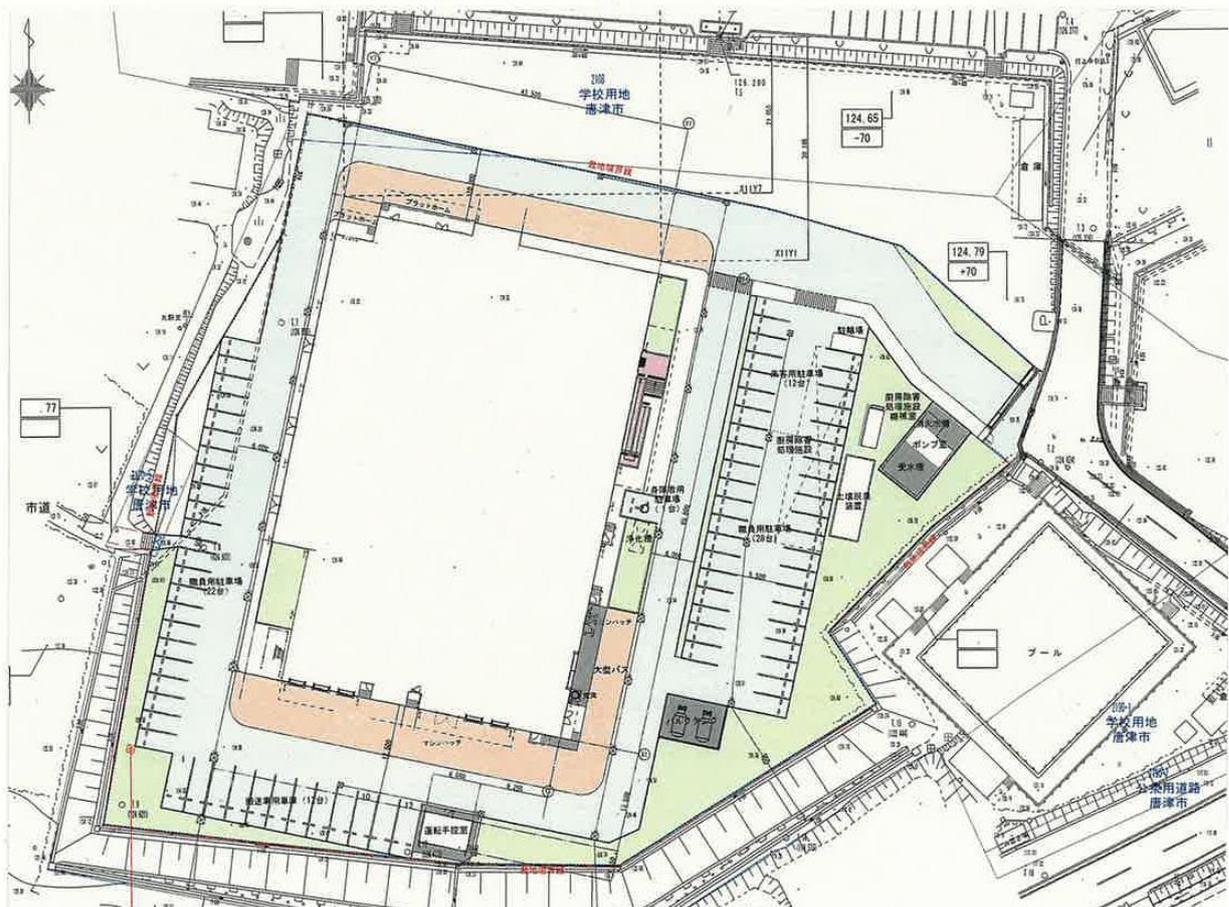
計画食数 6, 0 0 0 食

新学校給食センター名称について

1 唐津市西部学校給食センター位置図



2 唐津市西部学校給食センター配置図



議案第 12 号

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則
の一部を改正する規則制定について

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 引用した規則名に誤りがあったため、改めるものである。

規則案の概要

1 規則案の題名

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

2 改正理由

引用した規則名に誤りがあったため、改めるもの。

3 改正内容

- (1) 本規則題名「唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」を「唐津市教育委員会が所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改めるもの。
- (2) 令和4年教育委員会規則第14号中「唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（令和4年規則第60号）の規定の例による。」を「市長が所管する手続等に係る唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（令和4年規則第60号）の規定の例による。」に改めるもの。

4 施行期日

令和5年2月22日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則
の一部を改正する規則

題名を次のように改める。

唐津市教育委員会が所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
規則

令和4年教育委員会規則第14号中「唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（令和4年規則第60号）の規定の例による。」を「市長が所管する手続等に係る唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（令和4年規則第60号）の規定の例による。」に改める。

附 則

この規則は、令和5年2月22日から施行する。

議案第 1 2 号参考資料

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>唐津市教育委員会が所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u></p> <p>唐津市教育委員会に係る手続等における情報通信技術の利用に関する規則をここに公布する。</p> <p><u>唐津市教育委員会が所管する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u></p> <p>唐津市教育委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、<u>市長が所管する手続等に係る唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（令和 4 年規則第 6 0 号）</u>の規定の例による。</p>	<p><u>唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u></p> <p>唐津市教育委員会に係る手続等における情報通信技術の利用に関する規則をここに公布する。</p> <p><u>唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u></p> <p>唐津市教育委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、<u>唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（令和 4 年規則第 6 0 号）</u>の規定の例による。</p>

唐津市教育委員会規則第 14 号

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

唐津市教育委員会に係る手続等における情報通信技術の利用に関する規則をここに公布する。

唐津市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

唐津市教育委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（令和 4 年規則第 60 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和 4 年 12 月 22 日から施行する。

唐津市規則第60号

市長が所管する手続等に係る唐津市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、唐津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又はこれに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立に権限を行使することが認められたもの

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定により市の指定を受けたもの

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長等の定めるところにより、次に掲げる事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が、第3号に掲げる事項を入力することに代えて、同号の併せて提出すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

- (1) 当該市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (3) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項（記載されている事項を含む。以下同じ。）

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第5条 条例第3条第5項に規定する市の機関が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第6条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の

使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

3 条例第4条第4項の規則で定める措置は、電子署名とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第8条 条例第4条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第9条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第10条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項の規則で定める措置は、電子署名とする。

（適用除外）

第11条 条例第7条第1号に規定するその他の事由により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものは、市長等が特に認めるものとする。

（添付書面等の省略）

第12条 条例第8条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の規則で定める措置は、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、条例等に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、市長等が定める。

附 則

この規則は、令和4年12月22日から施行する。

議案第13号

唐津市肥前公民館図書貸出規程を廃止する規程制定について
唐津市肥前公民館図書貸出規程を廃止する規程を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月22日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 近代図書館ネットワークシステムにより、近代図書館、相知図書館、公民館図書室の相互利用ができるようになったことから、肥前公民館の図書貸出規程は不要となったため廃止するもの。

規 程 案 の 概 要

1 規程案の題名

唐津市肥前公民館図書貸出規程を廃止する規程

2 廃止理由

近代図書館ネットワークシステムにより、近代図書館、相知図書館、公民館図書室の相互利用ができるようになったことから、肥前公民館の図書貸出規程は不要となったため廃止するもの。

3 廃止する規程

唐津市肥前公民館図書貸出規程

4 施行期日

令和5年2月22日から施行する。

唐津市教育委員会規程第 号

唐津市肥前公民館図書貸出規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年2月 日

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

唐津市肥前公民館図書貸出規程を廃止する規程

唐津市肥前公民館図書貸出規程（平成17年教育委員会規程第13号）を廃止する。

附 則

この規程は、令和5年2月22日から施行する。

○唐津市肥前公民館図書貸出規程

平成17年1月1日
教育委員会規程第13号

(目的)

第1条 唐津市肥前公民館（以下「公民館」という。）は、公民館図書を貸し出すことにより、市民の心の糧としての読書運動を広め、知識教養の向上に資することを目的とする。

(公民館図書の設置)

第2条 公民館に公民館図書（公民館で購入した図書をいう。以下同じ。）を設置する。

(管理)

第3条 公民館は、公民館図書を良好な管理のもとに保管し、希望者に対して閲覧及び貸出業務を行う。

(貸出要件)

第4条 公民館図書は、次の要件を備える者でなければならない。

- (1) 市内在住者であること。
- (2) 図書貸出個人カードに登録している者
- (3) 唐津市肥前公民館長（以下「公民館長」という。）が適当と認める者

(貸出手続)

第5条 公民館図書の貸出しを希望する者は、図書貸出個人カードに登録し、氏名、年齢及び期日を明記した図書カードを公民館へ提出し、借り受けるものとする。

(貸出期間)

第6条 公民館図書の貸出期間は、1週間を限度とする。ただし、特別の事情がある場合は、あらかじめ期間を決めて延長することができる。

2 借用者は、利用後、公民館図書の点検をして速やかに返納しなければならない。

(使用料)

第7条 公民館図書の使用料は、無料とする。

(貸出期間中の破損に対する弁償)

第8条 公民館図書の貸出期間中における破損及び紛失については、借用者の責任において負担するものとし、その弁償額及び方法は、公民館長が当事者との協議により決定する。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。